

＜新型コロナウイルス感染症対策＞

春季休業期間中の学校対応について

児童生徒の運動不足やストレスの解消のため、運動等の機会の確保が求められていることから、「①換気を徹底すること、②人の密集を避けること、③近距離での会話などを控えること」の3条件に留意することを前提として、春季休業期間（3月25日～4月6日）において、小学校では運動場を開放すること、中学校では部活動を実施することとしますので、下記のとおりお知らせします。ただし、今後の状況により変更する場合があります。

なお、運動場、体育館等の学校施設は、当面は3月31日まで一般への貸出しは行いません。

記

＜小学校の運動場の開放＞

運動場の開放は、密集や消毒、飛沫感染を避けるなど、感染防止に配慮した上で実施する。

- ① 対象者は、当該校の児童に限定する。
- ② 開放日は、平日の5日以内で学校の実情に応じて設定する。
- ③ 開放する時間は、1日につき2時間以内とする。（各小学校で時間を設定）
- ④ 学校の行き帰りや開放中における事故等については、学校はその責任を負わない。
- ⑤ 利用については、保護者の判断とする。
- ⑥ 屋内施設は、開放しない。

＜中学校の部活動＞

部活動は、密集や換気、消毒、飛沫感染を避けるなど、感染防止に配慮した上で実施する。

- ① 活動日は、2日に1回程度の割合（土曜日、日曜日に設定する場合は、そのうち1日は休養日とする。）とし、学校の実情に応じて設定する。
- ② 活動時間は、1日につき2時間以内とする。
- ③ 対外試合や他校との合同練習は認めない。
- ④ 参加については、保護者の判断とする。

問い合わせ 三木市教育委員会

教育振興部 学校教育課 電話 0794-82-2000（内線 3520）